

答申第 815 号

諮問第 1375 号

件名：控訴状等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求控訴事件に係る控訴状及び控訴状訂正書」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、控訴人の氏名、郵便番号及び住所（以下「控訴人の氏名等」という。）並びに控訴人ら代理人弁護士印影（以下「弁護士の印影」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 3 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 24 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
条例第 7 条第 2 号、第 3 号イに該当しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書の一部開示としたといものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年度に提訴された知事及び愛知県公営企業管理者企業庁長を当事者とする裁判に係る控訴人らから提出された控訴状及び控訴状訂正書である。

控訴状には、表題、日付、裁判所名、控訴人ら代理人弁護士の氏名及び印影、事件名、当事者の表示、原判決主文の表示、控訴の趣旨、控訴人目録等が記載されている。

また、控訴状訂正書には、事件名、日付、控訴人、被控訴人、表題、裁判所名、控訴人ら代理人弁護士の氏名及び印影等が記載されている。

これらのうち、不開示とした部分は、控訴人の氏名等及び弁護士の印影である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした控訴人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）第91条第1項では、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定されているが、同条第2項では、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限することが規定されている。また、同条第3項では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる」と規定されているが、それ以外の者は訴訟記録の閲覧を請求できるにすぎず、訴訟記録等の交付を請求することは認められていない。さらに法第92条第1項では、秘密保護のための閲覧等の制限が規定され、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができるとされている。

このように、訴訟記録の閲覧等は、あらゆる場面に認められているものではなく、プライバシー保護の観点から制約を受けるものであり、一般に訴訟記録に記載された情報が条例第7条第2号ただし書イに該当するとまでは認められない。

また、控訴人に公務員が含まれていたとしても、訴訟の当事者となったことは、その職務の遂行に係る情報とは認められないことから、控訴人の氏名等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、控訴人の氏名等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、控訴人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書のうち、今回不開示とした弁護士の印影は、控訴状及び控訴状訂正書に押印されたものであるが、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているとは認められず、当該弁護士の印影を公にすることは、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有

するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、知事及び愛知県公営企業管理者企業庁長を被控訴人として控訴された特定の事件に係る控訴状及び控訴状訂正書であり、その記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、控訴人の氏名等を条例第7条第2号に、弁護士の印影を同条第3号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、控訴人の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

控訴人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 裁判所の判決については、裁判所がインターネットで公表するなど公にされている場合があり、また、法による訴訟記録の閲覧等の制度があることから、控訴人の氏名等が記録されている訴訟記録の条例第7条第2号ただし書イ該当性について、以下検討する。

裁判所が判決の内容をインターネットなどで公表する場合においては、ほとんどの事件において、判決書中の個人名は伏せられている。

また、法第91条第1項では、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記

録の閲覧を請求することができる。」と規定されているが、同条第 2 項では、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限することが規定されている。また、同条第 3 項では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができるが、それ以外の者は訴訟記録の閲覧を請求できないにすぎず、訴訟記録の謄写等を請求することは認められていない。さらに、法第 92 条第 1 項では、秘密保護のための閲覧等の制限が規定され、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができることとされている。

このように、訴訟記録の閲覧等は、あらゆる場面に認められているものではなく、プライバシー保護の観点から制約を受けるものであり、一般に訴訟記録に記載された情報が同号ただし書イに該当するとまでは認められない。

(イ) 控訴人の氏名等における個人が公務員である場合も、訴訟の当事者となったことは、その職務の遂行に係る情報とは認められないことから、控訴人の氏名等は、同号ただし書ハに該当しない。さらに、控訴人の氏名等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、控訴人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、弁護士の印影が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 弁護士は事業を営む個人であって、事業を営む個人の印影は、事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、弁護士の印影は、

控訴状及び控訴状訂正書に押印されたものであり、当該印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているものとは認められない。

よって、そのような状況にあつて、当該印影を公にすることは、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 5. 11	諮問
27. 6. 24	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 26	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 4. 14 (第486回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 15 (第499回審査会)	審議
28. 11. 24	答申